

こうち男女共同参画センター

(愛称 ソーレ)

提 案 参 考 資 料

○施設概要

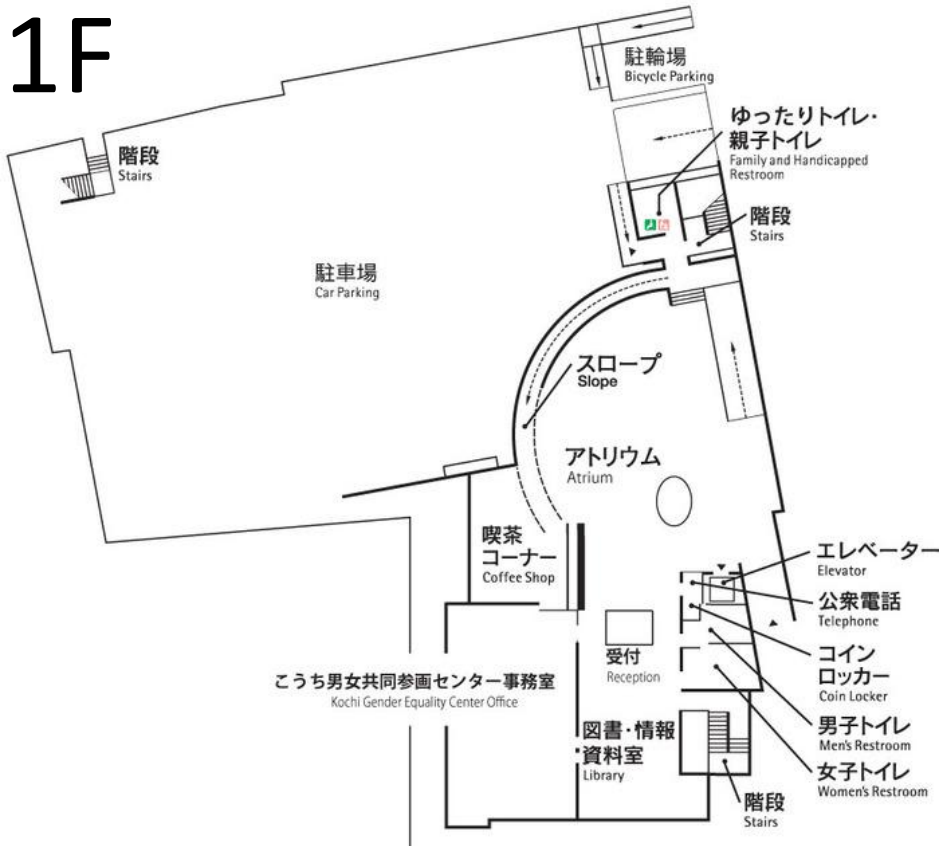
○27年度事業実績

○関係する条例等

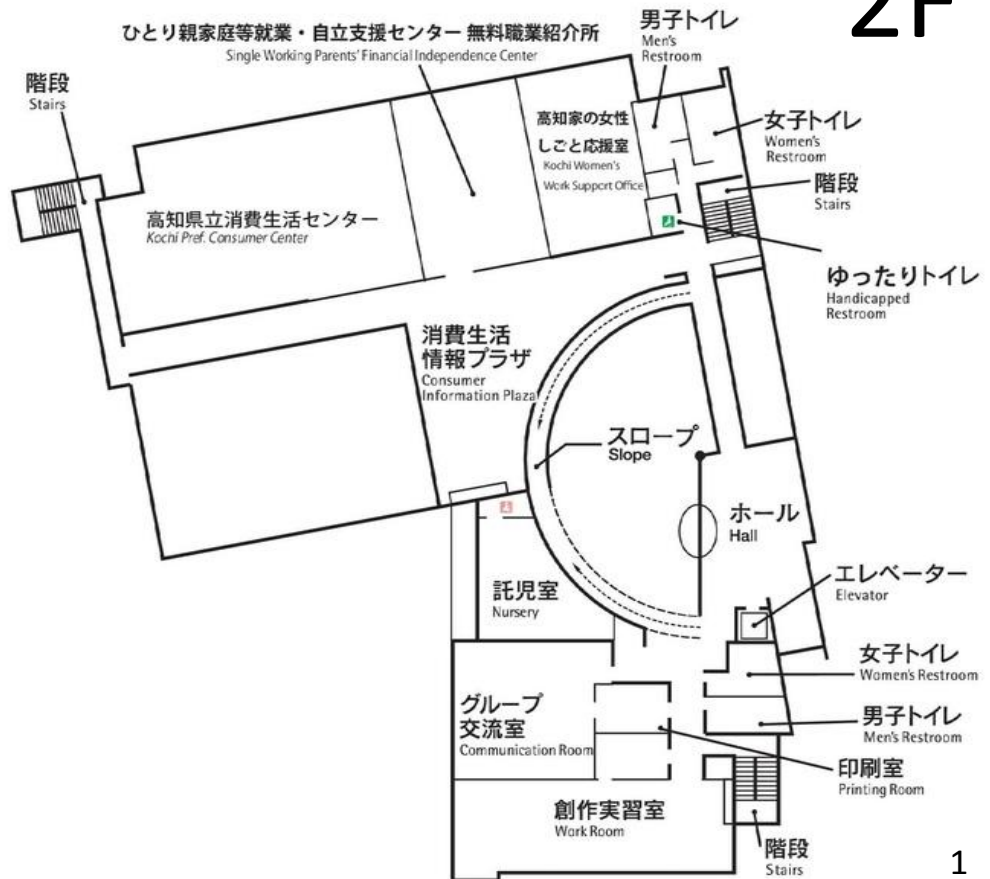
目 次

・ 施設配置図	P 1
・ 各施設の主要設備	P 4
・ 利用料	P 5
・ 営利団体及び営利目的の利用と利用料の免除・減免の取扱い	P 6
・ 平成 2 7 年度事業の概要	P 7
・ 施設利用料の推移	P 1 6
・ 収支の概要（平成 2 7 年度実績）	P 1 7
・ 管理費の各機関負担金について	P 1 8
・ その他		
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例		P 1 9
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則		P 2 9

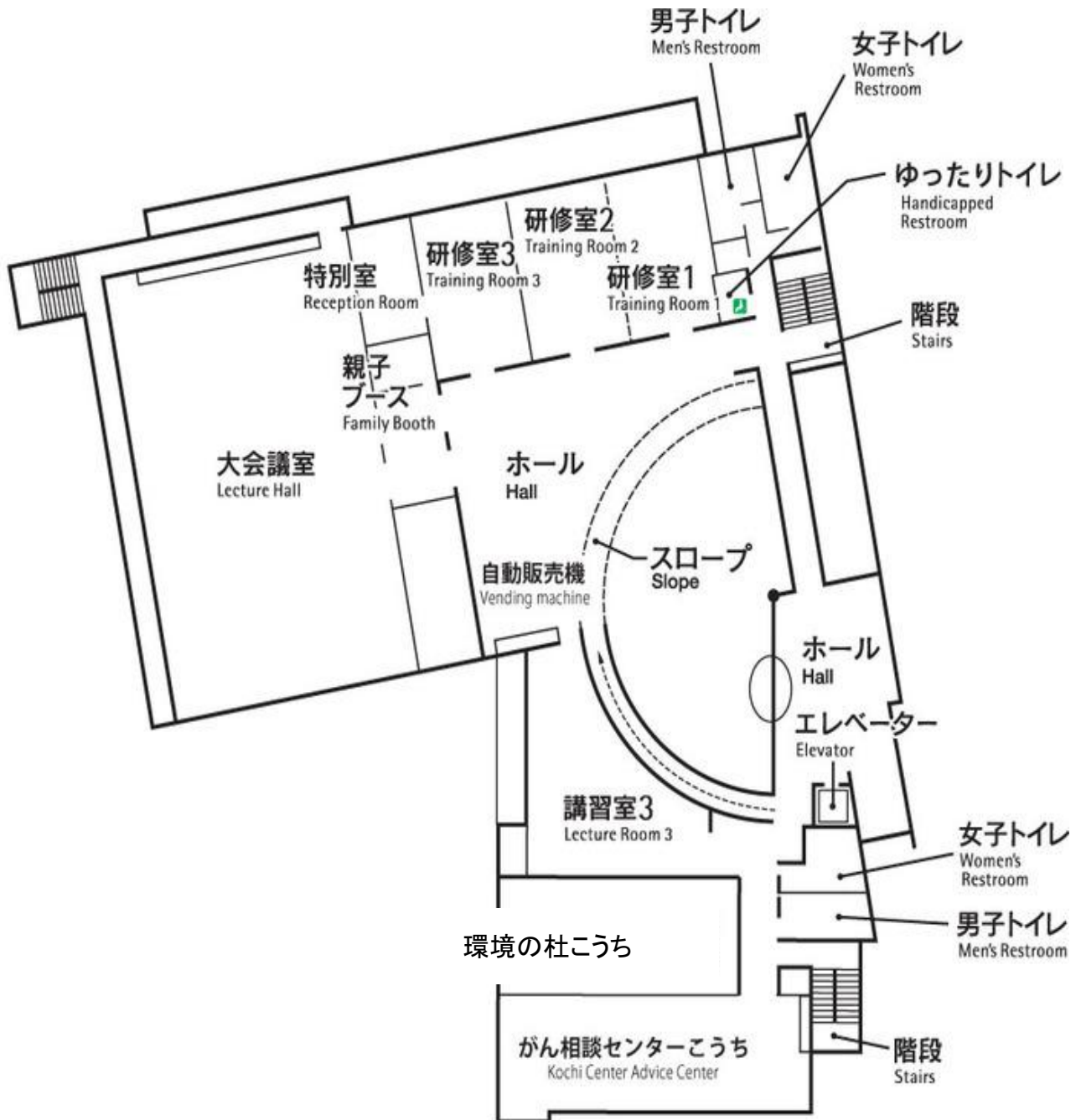
1F



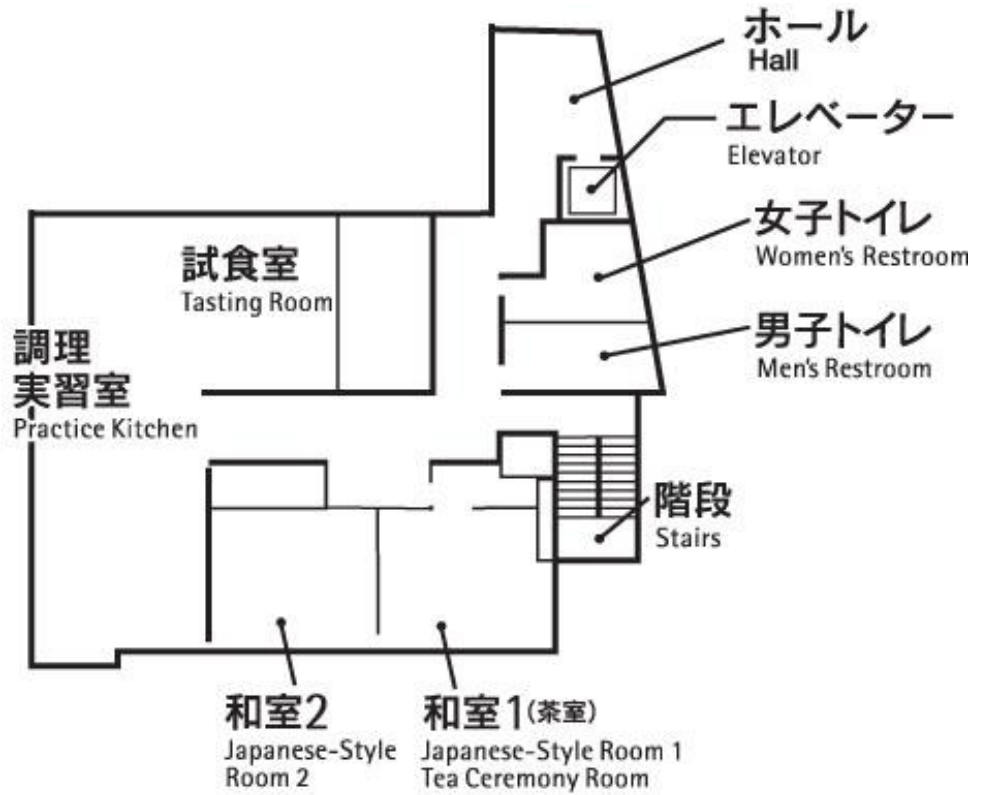
2F



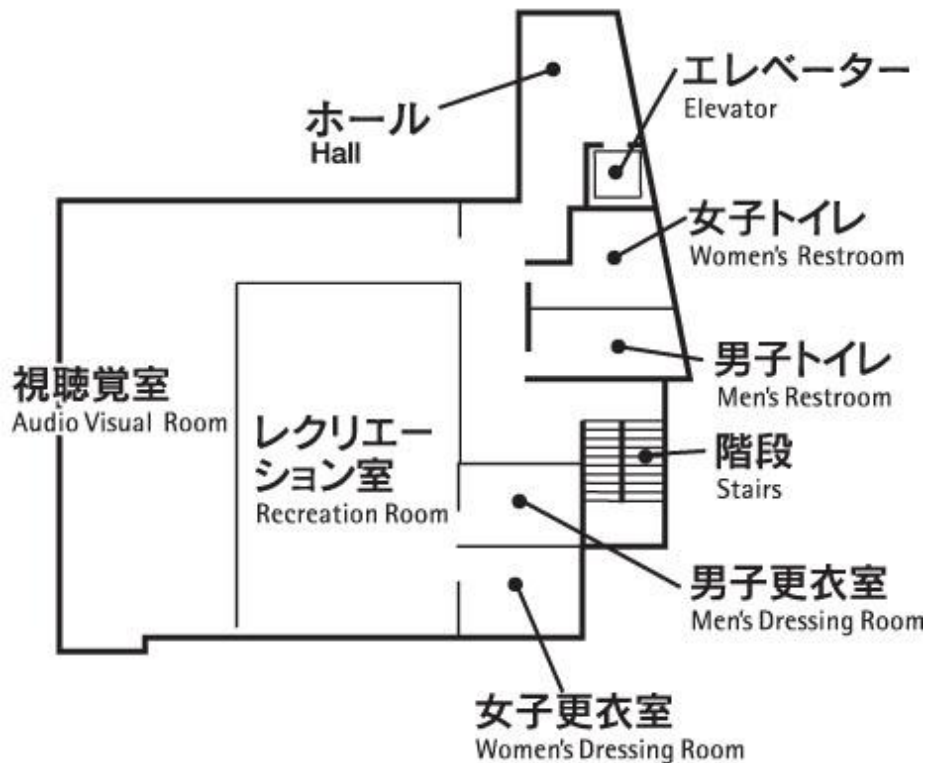
3F



4F



5F



<各施設の主要設備>

フロア	施設名	主要設備
2階	創作実習室	■工作台 5台 ■ワークテーブル 1台 ■丸椅子 36脚 ■華道用具一式 20組 ■電動・手動木工具一式 各5組 ■電動式粘土ろくろ 1台 ■手動式粘土ろくろ 30台 ■粘土貯蔵容器 1台 ■粘土練機 1台 ■粘土作品乾燥棚 3台 ■染物乾燥棚 ■焼物成型絵付用具セット 1組 ■電気コンロ 1台 ■七宝電気炉 1台 ■七宝焼製作セット 2組 ■ホワイトボード 1台
3階	大会議室 付帯施設 ・特別室(控室) ・親子ブース	■机 52台 ■椅子 320脚 ■演台・演花台 各1台 ■AVシステム(ビデオ・OHC・マルチディスクプレーヤー・カセット) ■可動式プロジェクター 1台 ■固定式スクリーン 1台 ■グランドピアノ 1台 ■音響反射板 1組 ■固定式ホワイトボード 1台 ■可動式ホワイトボード1台 ■マイク(有線 2本 ワイヤレス 4本 ピンマイク 1本)
	研修室(共通)	■机 11台 ■椅子 33脚 ■ホワイトボード 1台 ■プロジェクター(貸出し・予約制) ■レクチャーアンプ 1台 ■ワイヤレスマイク 2本
	研修室1	■テレビ、ビデオ・DVDデッキ 各1台 ■固定式スクリーン 1台
	研修室2	
	研修室3	■固定式スクリーン 1台
4階	調理実習室 付帯施設 ・試食室	■試食用テーブル 4台 ■椅子 28脚 ■丸椅子 31脚 ■調理台 5台(うち1台昇降式) ■ホワイトボード 1台 ■ワゴン 1台 ■冷蔵庫 1台 ■オーブンレンジ 5台 ■電磁調理器 2台 ■炊飯器 5台 ■ミキサー 5台 ■ハンドミキサー 3台 ■トースター 5台 ■その他調理器具 5組 ■食器類(和・洋・中)30~35人分 (ふきんはご用意ください)
	和室(2室で共用)	■座卓 18台 ■座布団 50枚 ■座椅子(2タイプ) 各3脚 ■ミシン 10台 ■アイロン 10台 ■姿見 2台 ■ホワイトボード 1台
	和室1 付帯施設・お茶室	■お茶室設備 ■茶道具一式 10組
5階	視聴覚室	■机 16台 ■回転椅子 30脚 ■予備椅子 20脚 ■AVシステム(ビデオ・OHC・マルチディスクプレーヤー・MD・カセット) ■固定式プロジェクター 1台 ■固定式スクリーン 1台 ■テレビモニタ 2台 ■アップライトピアノ 1台 ■ホワイトボード 1台 ■マイク(有線 2本 ワイヤレス 2本 ピンマイク 1本)
	レクリエーション室 付帯施設 ・更衣室・シャワー室	■CDラジカセ 1台 ■デジタル体重計 1台

<利用料>

1 施設

区分	利用人数	基準額(1時間につき)	
		土曜日及び日曜日以外の 日(第4条第1項各号に掲 げる日を除く。)の午前9 時から午後9時まで	土曜日及び日曜 日の午前9時か ら午後5時まで
創作実習室	30人	920円	1,130円
大会議室	300人	4,420円	5,560円
研修室1	30人	420円	510円
研修室2	30人	420円	510円
研修室3	30人	420円	510円
調理実習室	30人	1,240円	1,540円
和室1	22人	510円	620円
和室2	28人	620円	830円
視聴覚室	50人	920円	1,130円
レクリエーション室	30人	1,240円	1,540円

- 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、第4条に規程する休館日又は第5条第1項に規程する利用時間以外の時間（月曜日の午後5時から午後9時までを除く。）に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 基準額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を含むものとする。

2 附属設備

グループロッカー 1月につき 100円

- 利用料金の計算において、利用期間が1月未満であるとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1月として計算する。
- 基準額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額を含むものとする。

<営利団体及び営利目的の利用と利用料の免除・減額等の取扱>

1 利用許可の申請の受付開始日

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第6条及び同条例施行規則第2条参照)

	利 用 事 業	受付開始日
大会議室の 利用	営利団体及び営利目的の利用	利用開始日の6月前
	その他の利用	〃 1年前
他の施設の 利用	営利団体及び営利目的の利用	〃 2月前
	その他の利用	〃 3月前

2 現指定管理者による利用料の免除・減額等

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第10条参照)

(募集配付資料「管理運営業務仕様書」IV-3参照)

利 用 事 業	利用料の取扱
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、高知市、財団が行う男女共同参画に関する事業 ・ 県、高知市もしくは財団が共催する男女共同参画に関する事業 	無料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する事業 (県、高知市、財団及び下記の者の行う利用を除く) 	半額 (利用料金×1/2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が主たる構成員の団体の利用 ・ 旭町内会の利用 	半額 (利用料金×1/2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利団体及び営利目的の利用 	2倍 (利用料金×2)

III 県民の理解を深めるための広報及び啓発に関する業務

1 男女共同参画啓発事業

(1) 啓発誌改訂

「DV」をテーマにした啓発誌(平成16年作成、20年改訂)を、法改正や新たなデータを取り入れて改訂し、3,000部作成した。

(2) 啓発パネルの貸出

パネル展示・情報紙等刊行物の紹介、配付など(18件、29セット貸出)

貸出先	貸出期間	貸出先	貸出期間	貸出先	貸出期間
県民生活・男女共同参画課	6月1日～30日	流山市男女共同参画室	7月21日～8月3日	香美市企業等 人権啓発連合会	11月24日～30日
高知市人権同和・男女共同参画課	6月18日～29日	安芸市女性の家	8月31日～10月2日	香美市ふれあい 交流センター	11月27日～30日
香南市人権課	7月8日～14日	高知市人権同和・男女共同参画課	10月13日～16日	宿毛市人権推進課	12月3日～10日
高知市人権同和・男女共同参画課	7月13日～8月3日	高知市人権同和・男女共同参画課	11月9日～27日	土佐清水市 じんけん課	12月15日～23日

ソーレでのパネル活用

掲示先	期 間	掲示先	期 間	掲示先	期 間
高須地区 防災フォーラム	11月1日(日)	第4回市民とつくる 防災フォーラム	12月13日(日)	えこらぼの文化祭	2月13日(土)・14日(日)
人権ふれあいフェスタ	12月6日(日)	ソーレまつり	1月24日(日)～31日(日)	ソーレアトリウム (東日本大震災)	3月7日(月)～13日(日)

(3) その他啓発事業

旭地域の行事に参加し、男女共同参画及び主催事業等の広報周知を行った。

鏡川こども祭り 9月27日(日)

旭オンリーワン芸術祭 10月2日(金)～4日(日)

2 出前講座事業

(1) 地域版男女共同参画講座

高知市以外の地域住民に男女共同参画についての学習機会を提供

開催地	開催日	内 容	参加者数
宿毛市	7月14日(火)	宿毛市子育て講演会 子ども大人もハッピーになる子育て ～元気で幸せにできるヒントを見つける～ 講師 金香百合 (有)ホリスティック代表取締役、HEALホリスティック教育実践研究所長	18名
いの町	7月15日(水)	いの町民講座『いの元気塾』 誰もが互いにやさしく自分らしく輝くために ～からだどこころに栄養を！～ 講師 金香百合 (有)ホリスティック代表取締役、HEALホリスティック教育実践研究所長	96名

(2) 出前講座(サポーター講師・県外講師活用)事業

派遣講師	開催日	内 容	派遣先	参加者数
サポーター講師	山中 千枝子	1 4月14日(火) メディア・リテラシーから考える 人と人とのかかわり方	県立安芸桜ヶ丘高校	51名
	佐藤 政子	2 5月10日(日) 認知症に対する理解を深める	棧橋通3丁目東町内会	34名
	植田 美和子	3 5月24日(日) ビジネスマナー&男女共同参画	キャリアコン研鑽会	11名
	山中 千枝子	4 6月5日(金) メディア・リテラシーの視点からネットトラブルと危険性	四万十市立中村南小学校	294名
	山中 千枝子	5 6月6日(土) インターネットを知ろう	高知市立春野中央保育園	24名
	廣瀬 淳一	6 6月12日(金) ハラスメントに関する研修	県警警務課	83名
	廣瀬 淳一	7 6月24日(水) “イクボス”ってどんなボス?	県行政管理課	119名
	筒井 早智子	8 6月26日(金) セクハラ・パワハラ研修	四万十町社会福祉協議会	71名
	福島 幸子	9 6月28日(日) 男女共同参画・WLB	四万十市人権啓発課	20名
	筒井 早智子	10 6月30日(火) セクハラ・パワハラ研修	四万十町社会福祉協議会	61名
	筒井 早智子	11 7月9日(木) セクハラ・パワハラ研修	特別養護老人ホーム葉山荘	55名
	筒井 早智子	12 7月17日(金) //	//	
	中平 公哉	13 7月13日(月) 育児経験は仕事や生活にマイナスにはなりません!!	県健康長寿政策課	67名
	山中 千枝子	14 7月15日(水) ネットトラブルの現状と防止策	県立安芸桜ヶ丘高校	47名
	筒井 早智子	15 7月22日(水) ハラスメントに関する研修	県警警務課	43名
	福島 幸子	16 8月4日(火) ワーク・ライフ・バランス	香美市教研学校事務部会	10名
	筒井 早智子	17 8月4日(火) ハラスメントのない職場づくり	自治労高知県本部	30名
	山中 千枝子	18 8月6日(木) メディアリテラシーから考える	香南市立佐古小学校	20名

	筒井 早智子	19	8月12日(水)	セクハラ・パワハラ研修	長い坂の会	236名
	筒井 早智子	20	8月21日(金)	〃	〃	
	植田 美和子	21	8月21日(金)	コミュニケーション WLB	土佐市学校給食センター	102名
	福 島 幸 子	22	10月21日(水)	ワーク・ライフ・バランス	親子サークルいちご	10名
	松 田 高 政	23	11月4日(水)	男の子育てって？	県立春野高校	44名
	松 田 高 政	24	11月5日(木)	〃	〃	
	佐 藤 政 子	25	11月12日(木)	認知症の人が普通に生きる社会に	夜須町中央公民館	30名
	山中 千枝子	26	11月26日(木)	ネット依存とスマホの現実	県立高岡高校	28名
	山中 千枝子	27	11月27日(金)	子どもの健やかな発達のために(就学時検診) ネット	高知市立春野西小学校	32名
	山中 千枝子	28	12月3日(木)	ゲーム・ネット利用の危険性	高知市立春野西小学校	32名
	山中 千枝子	29	12月4日(金)	子育て・ちよつといい話	高知市立春野西小学校	45名
	仙 頭 ゆかり	30	12月6日(日)	親子で学ぼう防災教室	子育て連絡会	67名
	西 村 静 代	31	12月15日(火)	ワーク・ライフ・バランス	公立学校事務職員部会香長支部	35名
	佐 藤 政 子	32	12月16日(水)	介護が必要になったとき	香美市立ふれあい交流センター	17名
	仙 頭 ゆかり	33	1月27日(水)	女性の人権と地域の防災	土佐清水市	46名
	山中 千枝子	34	2月19日(金)	子どものネット利用の危険性について	高知市立高須小学校	23名
	山中 千枝子	35	2月23日(火)	ネット利用と子育て	高知市立春野西小学校	13名
	筒井 早智子	36	2月27日(土)	ハラスメント予防研修	宇治電化学工業	25名
	筒井 早智子	37	2月29日(月)	職場のハラスメントについて	高知市福祉事務所	154名
	筒井 早智子	38	2月29日(月)	〃	〃	
	仙 頭 ゆかり	39	3月26日(土)	女性の視点から見た地域防災活動の取り組みについて	いの町	32名
						2,011名
県内・県外講師	金 香 百 合	1	7月14日(火)	保護者に寄り添う子育て支援	宿毛市母子保健推進員	26名
	金 香 百 合	2	7月14日(火)	親と子どもが輝くために	神田保育園保護者	58名
	橋 本 明 子	3	12月2日(水)	デートDV予防教育	太平洋学園高校1年生	43名
	NPO法人 高知ヘルプデスク	4	12月8日(火)	性同一性障害	県立城山高校教員	15名
						142名
他機関との共催事業 女性の人権			2月23日(火)	認定NPO法人こうち被害者支援センターと共催し、毎年こうち被害者支援センターが県民を対象に実施している講演会等事業に講師を派遣し、「女性の人権」について学ぶ機会を提供した。 「人生は変えられる」その言葉を信じて 講師 藤木 美奈子 ((一社)WANA関西代表理事、関西大学臨床心理専門職大学院非常勤講師、大阪市こども相談センター外部カウンセラー)		94名

(3) ソーレ職員による研修・講演の実施状況

対象者	開催日	内 容(テーマ)	派遣先	参加者数	
出前講座	学校 及び 教育関係機関	1 6月19日(金)	デートDV	高P連高校生育成員制高知地区運営委員会	69名
		2 11月2日(月)	デートDV	高知高等学校2年生	157名
					226名
	高知県内市町村 及び 町内会等	1 6月30日(火)	カウンセリングについて	高知地方法務局人権擁護課	19名
		2 7月23日(木)	男女共同参画	香美市男女共同参画推進委員会	6名
		3 11月15日(日)	「デートDV」について	鍼灸師会	7名
		4 11月18日(水)	ソーレの業務概要・相談業務	高知県女性相談支援センター	15名
5 11月27日(金)		女性と働き方	高知市公民館連絡協議会	57名	
6 12月22日(火)	女性の人権	室戸市人権啓発課	40名		
7 1月20日(水)	性別役割分担意識について	一宮児童館	12名		
				156名	
				382名	
ウェルカムセミナー	1 5月24日(日)	研修	キャリアコン研鑽会	11名	
	2 6月16日(火)	施設見学、研修	高知県立大学	16名	
	3 9月7日(月)	行政視察	千葉県議会	3名	
	4 9月15日(火)	特別調査研究	京都府立大学男女共同参画推進室	7名	
	5 11月17日(火)	施設見学、研修	芸西村企画振興課	9名	
				46名	
施設見学	1 2月18日(木)	施設見学	旭小学校2年生	46名	
	2 2月25日(木)	施設見学	旭東小学校3年生	59名	
				105名	

IV 講演会、講習会、研修会等の開催に関する業務

1 男女共同参画講演会・講座

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数
男女共同参画推進月間講演会	6月13日(土)	広く県民に対し、男女共同参画についての理解と意識の浸透を図るため、6月の男女共同参画推進月間に講演会を実施した。 <u>見えない労働を考える～生きづらさの根っこにあるもの～</u> 講師 竹信 三恵子(ジャーナリスト、和光大学教授)	69名
男女共同参画講座	① 12月6日(日)	男女共同参画の基本的なテーマについての県民の理解を深めるための講座を実施した。 <u>「女性活躍」とフェミニズムのちかくてほんとはとおい関係</u> 講師 上野 千鶴子 (社会学者、立命館大学特別招聘教授、東京大学名誉教授、認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク理事長)	205名
	② 12月13日(日)	<u>「女性活躍」と変わる家族/変わらない家族</u> 講師 野辺 陽子(高知県立大学地域教育研究センター講師)	38名
リプロダクティブ・ヘルス&ライツ講座	12月2日(水)	女性の生涯を通じた健康支援として、女性対象の健康保持増進のためのセミナーを実施した。 <u>「ことば」による護心術</u> 講師 橋本 明子 (リアライズYOKOHAMA代表、WEN-DOインストラクター)	32名
DV防止啓発講演会	11月7日(土)	11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせ、ドメスティックバイオレンスの防止を広く県民に啓発するため、DVに関する講演会を実施した。 <u>リベンジポルノ～なぜ若者たちは性的な撮影に応じるのか～</u> 講師 渡辺 真由子 (メディアジャーナリスト 慶應大学SFC研究所上席所員)	60名

2 男性対象講座事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
男性応援セミナー パパと赤ちゃんのための よちよち応援プログラム	① 10月4日(日)	男性が離乳食づくりやベビーマッサージなどに参加することで、性別役割分担意識を見直すきっかけとなる機会を提供し、家事参画意識の向上と男性のソーレ来館の拡大を図るための講座等を実施した。 <u>ベビーマッサージ</u> 講師 市川 智子(高知ベビーマッサージ教室traum)	9組
	② 10月11日(日)	<u>大人のご飯をアレンジ! 簡単離乳食づくり</u> 講師 中平 公哉(主夫 ソーレサポーター講師)	9組
男性応援セミナー カジダン&キッズシェフの わくわくクッキング	12月13日(日)	男性の家事参画のきっかけをつくるとともに、調理という協働作業を通じて成長とともに関わりが少なくなりがちな小学生の子どもと触れ合い、子育てをもっと楽しんでもらう機会を提供するとともに、男性と子どもにソーレを知ってもらい、新規来館者の拡大を図るための講座を実施した。 <u>父子でつくる本格ハンバーグ☆</u> 講師 田中 秀典(高知パレスホテル取締役総料理長)	10組

3 若者対象講座事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
大学等での男女共同参画講座	9月25日(金)	若者世代への男女共同参画の理解浸透を図るため、高知大学と連携して、「男女共同参画」をテーマに自分の「生き方」「働き方」を考え直すヒントを見つけるための講座を実施した。 <u>こうち白熱教室</u> 講師 萩原 なつ子 (立教大学大学院教授)	65名
大学生向けキャリア形成支援事業	9月26日(土)	これから就職する学生を対象に、ライフイベント(結婚、出産等)をどう乗り越えるか、自らはどのような人生を求めているか(仕事も含めて)について考える講座を高知大学・県立大学と連携して実施した。(講師とパネリスト3名) 高知大学 <u>男女共同のキャリアデザイン</u> 講師 福澤 恵子 (ジャーナリスト、(公財)日本女性学習財団理事)	64名
	① 1月17日(日)	高知県立大学/①永国寺キャンパス <u>これからの”自分”を考える</u> 講師 ヒビノ ケイコ(四コママンガエッセイスト)	39名
	② 2月22日(月)	高知県立大学/②池キャンパス <u>これからの「働き方」・「生き方」を考える</u> 講師 古瀬 正也(古瀬ワークショップデザイン事務所)	50名

4 子育て世代対象講座事業

講座名	開催日	内容	参加者数
子育て応援セミナー 夏の課外授業 ～赤ちゃんはどこからくるの～	6月20日(土)	小学生(1・2年)とその保護者に命の大切さを学んでもらうとともに、子育て世代の来館機会を確保するため、「命」をテーマにした教室とおやつ作りの体験教室を実施した。 <u>こどもに伝えたいメッセージ♥</u> <u>夏の課外事業～赤ちゃんはどこからくるの～</u> 【講義】渡邊 文(高知赤十字病院産婦人科看護師長) 【おやつ作り】中澤 芳江(トマトの会)	子ども 21名 保護者 18名
子育て応援セミナー 女の子のためのサイエンス教室	① 8月1日(土) ② 8月2日(日)	科学的な体験を楽しむことで、将来、性別にこだわらない職業選択を行う土壌を養う講座を女子小学生を対象に実施した。 <u>顕微鏡で探そう！～砂の中のきれいな鉱物～</u> 講師 山根 勝枝(愛媛県総合科学博物館 専門学芸員) <u>空気パワー大実験！～空気砲を作って実験しよう～</u> 講師 進 悦子(愛媛県総合科学博物館 専門学芸員)	4～6年生 20名 1～3年生 20名
子育て応援セミナー 親力をつける スター★ペアレンティング	① 9月13日(日) ② 9月27日(日)	子どもとともに自尊感情を高めていくことの大切さを伝えるとともに、子育ての悩みを共有し合い、不安を軽減し前向きな気持ちで子育てに臨めるようになるための講座を実施した。 <u>たたかず、甘やかさず子育てする方法</u> <u>スター★ペアレンティング</u> 講師 井山 里美 (NPO法人女性と子どものエンパワメント関西)	29名 25名

5 ライフスタイル応援講座事業

講座名	開催日	内容	参加者数
ワタシだけのOFFを楽しむ講座	① 5月20日(水) ② 9月16日(水)	日ごろ仕事や子育ての忙しい女性に自分の時間を楽しんでもらうとともに、自分時間を持つことの大切さを実感してもらい、自身のワークライフバランスを考えるきっかけとなる講座を実施した。 <u>印象アップ！美しい姿勢&ウォーキングレッスン</u> 講師 井上 郁子(美容骨格矯正師、ウォーキング講師) <u>アロマでリラックス☆ハンドクリーム作り</u> 講師 岡 栄美(高知アロマボランティア団体ふわり代表)	20名 18名
女性のための遺言セミナー	12月12日(土)	人生を振り返り、身の回りの「モノ」「思い」「人間関係」を整理し言葉で表現し、「わたし」を主語にして書く「遺言」を通して、自分らしい生き方について考える講座を実施した。 <u>女性のための遺言セミナー～伝える・遺す☆わたしの気持ち～</u> 講師 位高 美代子 (特定非営利活動法人「女の空間NPO」スタッフ)	25名

V 人材育成に関する業務

1 女性リーダー養成事業

講座名	開催日	内容	参加者数
女性リーダー養成講座(再掲) 男女共同参画講座 コミュニケーション講座	① 12月6日(日)	「女性活躍」とフェミニズムのちかづくてほんとはとおい関係 講師 上野 千鶴子 (社会学者、立命館大学特別招聘教授、東京大学名誉教授、認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク理事長)	205名
	② 12月13日(日)	「女性活躍」と変わる家族/変わらない家族 講師 野辺 陽子(高知県立大学地域教育研究センター講師)	38名
	① 10月17日(土) ② 10月31日(土)	自分も相手も大切に自己表現レッスン 講師 安田 香珠子 (こころの相談室Woman主宰、女性問題専門心理カウンセラー)	27名 23名

2 女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業

講座名	開催日	内容	参加者数
エンパワメント講座	① 2月28日(日)	様々なワークを通して、女性の置かれている社会的状況や立場を女性自身が考え、「自己尊重」について体験し、社会に参画する力をつける講座を実施した。	25名
	② 3月13日(日)	<u>ストレスと上手につき合う方法</u> 講師 窪田 容子 (株女性ライフサイクル研究所関西所長、臨床心理士)	18名
コミュニケーション講座	① 10月17日(土)	円滑な人間関係を構築するために、人間力を高めることのできるコミュニケーション力向上を目指す講座を実施した。	27名
	② 10月31日(土)	<u>自分も相手も大切に自己表現レッスン</u> 講師 安田 香珠子 (こころの相談室Woman主宰、女性問題専門心理カウンセラー)	23名

女性のための起業入門セミナー	4月18日(土)	働き方の一つである起業をテーマに、その働き方を理解し、自信の起業に対する意思を明確にし、必要なスキルや情報等の基礎知識を習得する講座を、県主催の「土佐まるごとビジネスアカデミー」受講への準備セミナーとして実施した。 <u>女性のための起業入門セミナー</u> 講師 宮田 理恵(カテナ㈱代表取締役社長)	84名
就労応援パソコン講座	① 7月1日(水)～3日(金) ② 8月17日(月)～19日(水) ③ 7月18日(土)～8月8日(土) ④ 9月12日(土)～10月10日(土) ⑤ 12月14日(月)～16日(水)	仕事に必要不可欠となったPCスキルを基礎から学ぶ場を提供し、仕事や仕事選びの幅を広げることにつながる講座を実施した。 ●基礎講座 ※母子枠5名 3日で学ぶ! エクセル基礎講座(全3回) 3日で学ぶ! ワード基礎講座(全3回) ●検定対策講座 ※母子枠5名(ワード検定対策講座除く) エクセル検定対策講座(全4回) ワード検定対策講座(全5回) ●その他 パワーポイント講座(全3回) 委託先 NPO法人とさはちきんねっと 講師 ①②竹島 由香 ③④⑤横山 桂子	18名 16名 21名 17名 12名
高知県女性登用等促進事業 高知家の女性活躍応援塾	① 10月15日(木) ② 11月4日(水) ③ 11月20日(金)	地域の活性化を図るため、起業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援するため創設された内閣府の「地域女性活躍加速化交付金」を活用し、働く女性の継続就業に向け、キャリアの節目に応じてセミナーや研修を開催した。 <u>ライフイベントを見すえた長期的×主体的なキャリアデザインセミナー</u> 講師 倭 和代(㈱インソース講師) ロールモデル2名	15名 18名 14名

3 防災啓発事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
地域での防災啓発	11月1日(日) 12月13日(日)	地域の防災イベントと連携し、ソールの防災についての取組みを周知し、防災における男女共同参画の視点の必要性を啓発した。 高須地区防災フォーラム 第4回市民とつくる防災フォーラム	
男女共同参画センター 相互支援システム	10月14日(水)	災害時に男女共同参画センターが相互に支援できるシステムをつくった経緯と個々が災害時にどう対応するか等を学んだ。 講師 桜井 陽子(世田谷区男女共同参画センター館長) 木須 八重子(せんだい男女共同参画財団理事長)	12名

4 委託事業(県民からの企画提案事業)

男女共同参画を推進するための事業の企画運営に、県民のアイデア等を活用するとともに、事業の企画運営を通じて団体等の企画力、実践力を養うことを目的に、3つのテーマで事業を公募し、運営を委託した。

(1) 高知市内で実施

- ① 女性を対象に、就業や仕事の継続又は起業や独立を支援することを目的とした事業
② 男性を対象に、男女共同参画への理解を深めることを目的とした事業

応募4団体
応募1団体

(2) 高知市外で実施

応募なし

委託先	開催日	内 容	参加者数等
(1)①永森美香	11月1日(日)	就職・起業・独立の為の自分分析とキネシオロジー講座	19名
(1)①アールキャリアデザイン	12月20日(日)	コミュニケーションアップセミナー	15名
(1)①福島幸子	① 11月10日(火) ② 12月8日(火) ③ 1月12日(火)	女性のための“プチ”から始める起業塾	43名
(1)②(社)高知県鍼灸師会	11月8日(日)	お父さんと子どものための“スキンタッチ”教室	24名

5 ボランティア育成・活用事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数等
ボランティア育成・活用事業	年間	【活用】ソール事業への県民の参画を図るため、事業へのサポートを行うボランティアを広く県民から募集・活用し、あわせて、事業への参画を通じてボランティア自身の男女共同参画への理解の浸透を図ることを目的に実施した。 セミナーボランティア、交流ボランティア、図書・展示ボランティア、啓発ボランティアを設定。	活動登録者数 29名 活動人数 延251名
	3月11日(金) 3月13日(日)	【研修】ボランティアに関する基本的事項について学び、活動を振り返るとともに、今後の活動への気づきを得るための研修を実施した。 みんなでつながるボランティア ～自分も仲間も元気にするコミュニケーション～ 講師 東森 歩(NPO高知市民会議理事長)	19名

VI 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談に関する業務

1 相談事業

(1)相談の種類別件数

相談の種類		件 数
女性対象相談	一般相談	2,351 件
	家族・家庭	2,236 件
	生 き 方	599 件
	暴 力	264 件
	性・身体・健康	78 件
	金 銭	483 件
	上 記 以 外	20 件
	792 件	
法律相談	92 件	
こころの相談	23 件	
男性対象相談	男性のための悩み相談	60 件
合 計		2,411 件

2 講座等

講座名	開催日	内 容	参加者数
相談員スキルアップ研修	5月30日(土)	女性の立場を理解し、ジェンダーに敏感な視点で相談業務に従事できるよう、県内相談機関の相談員を対象とした研修を実施した。 相談者の背景に目が届く聴き方 ～相談におけるジェンダーの視点とは～ 講師 加藤 伊都子(有フェミニストカウンセリング堺)	3回延べ 165名 54名
	6月27日(土)	DV加害者へのアプローチ ～その心理と更生の可能性について～ 講師 原 健一(佐賀県DV総合対策センター所長)	54名
	7月18日(土)	思春期・青年期に現れやすいメンタルヘルスの問題 ～発達課題の観点から～ 講師 渋谷 恵子(高知大学保健管理センター医学部分室)	57名
「母と娘の関係」	1月16日(土)	母娘関係に悩み生きづらさを感じている女性を対象に、感情を整理して関係を見つめ直し、自分らしい生き方について考える機会ときっかけを提供する講座を実施した。 「母と娘」を考える～それぞれの人生のために～ 講師 加藤 伊都子(有フェミニストカウンセリング堺)	32名

Ⅶ 関係団体等の相互の交流の促進及び自主活動への支援に関する業務

1 団体等の自主活動支援事業(ソーレえいど事業)

男女共同参画の推進に資する事業を実施した団体等の活動を支援するため、団体に対し助成事業を実施 応募9団体

助成団体名	事業内容	助成額
ソーレネットワーク	10月9日(金) 10日(土) 1月30日(土) 男女共同参画地域リーダー研修「日本女性会議2015倉敷」参加 男女共同参画について日本社会全体の到達点を確認し、高知県に足りないところ、更に伸ばしていくところを学ぶとともに、孤立しがちな地域リーダー同士が交流し連携して、男女共同参画社会づくりを推進する力を身につける。	287,882円
「県詞の日」の意義を普及する会	10月12日(月) NHK番組「戦後の男女平等を求める戦後の運動」(7月11日放送予定)製作を通して、若い女性ディレクターが何を感じ伝えたかったか、会場参加者と対話し、男女平等についてともに考え学ぶ。	100,000円
(社)国際女性教育振興会 高知県支部	11月14日(土) 男性社会の中で女性の取り巻く環境づくりを身近な問題として関心を深め、社会全体の課題として取り組むことが必要であり、その解決の方策を目的として男女共同参画推進フォーラムを開催する。	300,000円
ワークライフバランスこうち	11月21日(土) ワークライフバランスコンサルタントとして多くの企業の支援を行い、豊かな経験を持ち県外で活躍する講師を招致することで、高知県内では得られないワークライフバランスに関する考え方や取り組みを生きた講義で学ぶ機会を作る。	115,200円
高知アロマボランティア団体ふわり	11月22日(日) 社会進出率の高い高知県の女性の心身ともに癒し、健康を維持しようとの健康支援、協会名誉理事の原千晶さんに、ご自身のかかった子宮頸がんからアロマに出会った話など自分自身の体に目を向けることの大切さなどの講演会を行う。	230,000円
地域の応援隊 和	11月29日(日) 津野町内で映画「妻の病」の上映会を行うことにより、少しでも認知症への理解を深めて、認知症になっても誰もが安心して幸せに暮らせるように、住民同士で、自分たちに何ができるか?を考えるきっかけとする。	195,446円
安芸・室戸地区 農村女性リーダー協議会	1月27日(水) 農業・農村における男女共同参画社会の形成	27,141円
計		1,255,669円

2 ソーレフォーラム・団体企画イベント

事業(講座名)	開催日	内容	参加者数等
運営委員会	3回開催	ソーレまつり2016の運営の基本方針、テーマ設定等の検討、イベント(講座等)委託先の選考、報告会等を実施	運営委員 10名
記念講演会	1月24日(日)	取材現場で出会った女性たち ー不器用な生き方でも大丈夫ー 講師 家田 荘子(作家 高野山真言宗僧侶)	204名
ソーレ直営 イベント	1月 24日～31日	男女共同参画啓発パネル展示(24～29日) 「男女共同参画ってなあに」 「ジェンダーってなあに」 クイズラリー/アンケート(30・31日) 景品(ソーレクリアファイル、お菓子等) 男女共同参画啓発パネル展示(31日) 「メディア・リテラシー」 「南海地震発生!!そのとき、あなたは…」	クイズラリー 441名
ソーレまつり 2016	1月 30日(土) 31日(日)	委託先:NPO法人こうち男女共同参画ポレール ①親子でご飯づくり ～巻きずしを作って、皿鉢に盛ってみよう!～ ②さわやかに自己表現 ～カラーに心理学を活用したよくばりセミナー～ ③科学で遊ぼう2016	①25名 ②41名 ③53名 計119名
団体委託イベント	1月 30日(土) 31日(日)	委託先:新日本婦人の会高知県本部 ①もっと輝いて働きたい ～ブラック・パワハラ・マタハラどうしたら?～ ②うちの子最高!!熊丸さんとあそぼう ③熊丸さんの思春期講座～子どもの心によりそって～	①16名 ②75名 ③23名 計114名
団体イベント	1月 30日(土) 31日(日)	講座・体験教室・ ソーレ利用団体による企画・発表など (49団体参加) 作品展示等 バザー ミニステージ	32企画 14団体 7団体
来場者総数(3日間)			延べ 3,306名

Ⅷ 他の機関との連携・共催事業（再掲）

事業名(実施機関名)	開催日	内 容	参加者数
女性と人権 共催団体 認定NPO法人こうち被害者支援センター	2月23日(火)	「人生は変えられる」その言葉を信じて 講師 藤木 美奈子 ((一社)WANA関西代表理事、関西大学臨床心理専門職 大学院非常勤講師、大阪市こども相談センター外部カウンセラー)	94名
大学等での男女共同参画講座 共催団体 国立大学法人高知大学	9月25日(金)	こうち白熱教室 講師 萩原 なつ子 (立教大学大学院教授)	65名
大学生向けキャリア形成支援事業 共催団体 国立大学法人高知大学 高知県立大学	9月26日(土)	高知大学 男女共同のキャリアデザイン 講師 福澤 恵子 (ジャーナリスト、(公財)日本女性学習財団理事)	64名
	1月17日(日)	高知県立大学/①永国寺キャンパス これからの”自分”を考える 講師 ヒビノ ケイコ(四コママンガエッセイスト)	39名
	2月22日(月)	高知県立大学/②池キャンパス これからの「働き方」・「生き方」を考える 講師 古瀬 正也(古瀬ワークショップデザイン事務所)	50名
就労応援パソコン講座 共催団体 母子家庭等就業・自立支援センター	7月1日(水) ～3日(金)	3日で学ぶ！エクセル基礎講座(全3回)	18名
	8月17日(月) ～19日(水)	3日で学ぶ！ワード基礎講座(全3回)	16名
	7月18日(土) ～8月8日(土)	エクセル検定対策講座(全4回)	21名

こうち男女共同参画センター施設利用料の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用件数(単位:件)	4,056	3,748	3,822	3,683
利用者数(単位:人)	58,016	50,763	67,554	70,519
利用料収入(単位:千円)	9,993	9,202	10,146	10,515

<参考> ○平成15年度から利用料制度導入
 ○平成16年10月から減免・利用制限の取扱を変更
 団体要件の減免を廃止し、施設目的に沿った利用のみ減免、営利団体に2倍料金で貸出開始
 ○平成18年度から休館日を変更
 水曜日を閉館(第2水曜除く)、月曜夜間(17:00~21:00)を閉館。

平成24年度	平成24年											平成25年				年度計	
	前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越			
利用料収入(単位:千円)	514	745	895	818	791	920	676	1,025	862	463	1,247	686	822	-471	9,993		
(単 位 利 用 件 数)	団体等	半額免除	6	15	23	16	19	20	20	21	26	9	15	9	20	-8	211
	営利団体	2倍料金	11	47	62	55	51	61	41	67	51	28	98	39	44	-20	635
	一般	定額料金	216	267	275	253	270	218	244	273	282	192	275	267	242	-203	3,071

平成25年度	平成25年											平成26年				年度計	
	前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越			
利用料収入(単位:千円)	471	629	912	903	736	934	821	802	714	525	758	666	330	0	9,201		
(単 位 利 用 件 数)	団体等	半額免除	8	15	21	18	17	12	11	17	14	7	5	7	6	0	158
	営利団体	2倍料金	20	48	45	54	52	59	49	62	51	49	34	51	26	0	600
	一般	定額料金	203	230	276	268	221	230	281	251	229	195	255	190	71	-8	2,892

平成26年度	平成26年											平成27年				年度計	
	前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越			
利用料収入(単位:千円)	-2	1,257	1,015	787	942	798	793	1,055	736	631	1,016	876	711	-470	10,145		
(単 位 利 用 件 数)	団体等	半額免除	0	16	18	18	14	6	11	13	12	4	11	19	9	-5	146
	営利団体	2倍料金	0	70	66	58	67	36	45	46	45	37	45	41	47	11	614
	一般	定額料金	7	437	250	208	239	265	240	280	237	191	273	262	227	-243	2,873

平成27年度	平成27年											平成28年				年度計	
	前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越			
利用料収入(単位:千円)	470	689	974	805	1,143	841	1,020	843	833	575	853	985	1,020	-537	10,514		
(単 位 利 用 件 数)	団体等	半額免除	5	11	19	11	13	6	9	10	18	4	6	9	6	-4	123
	営利団体	2倍料金	20	46	53	56	62	49	43	33	40	33	41	49	40	-14	551
	一般	定額料金	212	232	251	248	277	195	265	261	228	172	229	231	256	-195	2,862

【収支の概要(平成27年度実績)】

指定管理代行料	58,570,000
その他受託事業収入	2,441,412
利用料収入	10,634,657
施設利用料収入	10,514,825
ロッカー・PC利用料収入	119,832
管理費の各機関負担	5,264,024
受講者負担金収入	522,600
使用料収入	422,570
公衆電話使用料収入	8,390
複写機使用料収入	89,780
印刷機使用料収入	324,400
指定管理者収入	486,538
物品等販売収入	335,704
その他	150,834
合計	78,341,801

人件費	29,547,765
職員人件費等	29,547,765
管理費	34,310,456
旅費交通費	741,852
通信運搬費	696,238
消耗品費	1,046,070
印刷製本費	104,014
修繕費	1,707,706
水道光熱費	7,266,305
賃借料	1,644,024
業務委託費	17,425,676
保険料	107,480
その他	993,431
租税公課費	2,577,660
事業費	14,096,780
事業費	14,096,780
合計	77,955,001
収支差額	386,800

<管理費の各機関負担金について>

1 入居機関と共益費用の負担(平成 28 年度)

こうち男女共同参画センター「ソーレ」には、次の機関が入居しています。

これらの機関とは、施設全体の共益費用を、それぞれの事務所の占有面積により按分計算し算定した額を負担させるよう協定等を結んでいます。

なお、喫茶コーナー運営者からは、光熱水費の実費を負担させています。

- ・ 消費生活センター (按分率 23.85%)
- ・ ひとり親家庭等就業・自立援助センター (同 1.17%)
- ・ がん相談窓口 (同 4.16%)
- ・ 県有施設分 (同 10.62%) 計39.8%

2 共益費用(平成28年度)

<消耗品>

- ・ 照明器具交換電球代

<水道光熱費>

- ・ 電気料金、ガス料金、水道料金

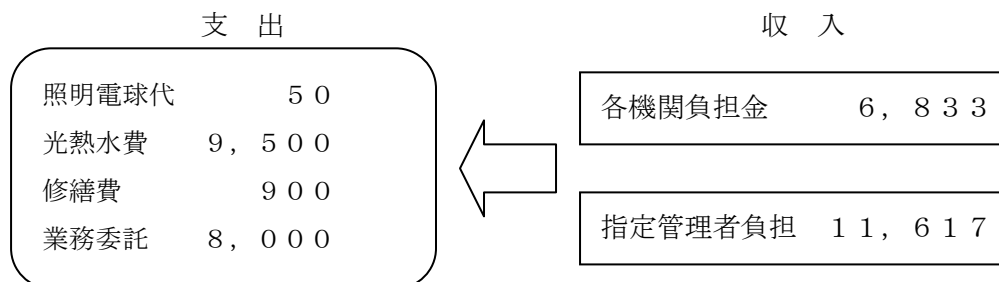
<修繕費>

- ・ 建物修繕費、空調フィルタ取替費用

<業務委託>

- ・ 機械警備委託、休館日保安業務委託、清掃業務委託 (事務所内除く)
- ・ エレベーター保守委託、ゴミ収集処理委託、浄化槽保守委託
- ・ 電話交換機保守委託、空調設備保守委託、自動ドア保守委託、
- ・ 消防設備保守委託、防火対象物定期点検業務委託、排煙装置保守委託
- ・ 視覚障害者誘導システム保守委託、遮光幕電動装置保守委託
- ・ 植栽管理業務委託、受水槽清掃業務委託、電気設備保安管理業務委託
- ・ デマンド監視業務

3 共益費用の収支計上イメージ



こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(平成 10 年 10 月 20 日条例第 44 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日条例第 23 号平成 15 年 12 月 26 日条例第 64 号

平成 17 年 3 月 29 日条例第 33 号平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 25 年 3 月 29 日条例第 44 号平成 26 年 3 月 25 日条例第 25 号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

題名改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(設置)

第 1 条 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動とともに参画する男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となる総合的な施設として、こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)を高知市に設置する。

一部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(業務)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

[\[前条\]](#)

(1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(2) 男女共同参画の推進に関する調査研究

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(3) 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(4) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(5) 男女共同参画を推進する人材の育成

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(7) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援

全部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

[\[第 1 号\]](#) [\[第 2 号\]](#) [\[第 3 号\]](#) [\[第 4 号\]](#) [\[第 5 号\]](#) [\[第 6 号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

[\[地方自治法第 244 条の 2 第 3 項\]](#)

追加〔平成 17 年条例 33 号〕

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 2 水曜日

全部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日

[\[国民の祝日に関する法律第 3 条\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

一部改正〔平成 17 年条例 33 号・26 年 25 号〕

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

[\[前項\]](#) [\[同項\]](#)

追加〔平成 17 年条例 33 号〕

一部改正〔平成 17 年条例 33 号・26 年 25 号〕

(利用時間)

第 5 条 センターの利用時間は、土曜日、日曜日及び月曜日以外の日は午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日、日曜日及び月曜日は午前 9 時から午後 5 時までとする。

一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

[\[前項\]](#) [\[同項\]](#)

一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

(利用の許可等)

第 6 条 センターの大会議室その他の施設(その附属設備を含む。以下「許可施設」という。)を利用しようとする者は、指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

[\[次項\]](#) [\[次条\]](#)

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

[\[前項\]](#)

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

[\[高知県暴力団排除条例第 2 条第 1 号\]](#) [\[次条第 1 項第 4 号\]](#)

追加〔平成 23 年条例 9 号〕

(3) センターの管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

[\[第 1 号\]](#) [\[第 2 号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

3 第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

[\[第 1 項\]](#)

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

(利用の許可の取消し等)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

[\[前条第 1 項\]](#)

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

(3) 利用者が前条第 1 項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

[\[前条第 1 項\]](#) [\[同項\]](#)

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

追加〔平成 23 年条例 9 号〕

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

[\[第 1 号\]](#) [\[第 2 号\]](#) [\[第 3 号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

全部改正〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 9 号・26 年 25 号〕

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第 5 号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

[\[前項\]](#) [\[同項第 5 号\]](#) [\[同項\]](#)

一部改正〔平成 17 年条例 33 号・23 年 9 号〕

一部改正〔平成 17 年条例 33 号・23 年 9 号・26 年 25 号〕

(利用料金の納付)

第 8 条 利用者は、第 10 条の規定により定められたセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

[\[第 10 条\]](#)

全部改正〔平成 15 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

(利用料金の収受)

第 9 条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

全部改正〔平成 15 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

(利用料金の承認)

第 10 条 利用料金の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和 33 年高知県条例第 1 号)第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額(当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に 0.5 を乗じて得た額から税込み基準額に 2 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

[\[別表\]](#) [\[消費税法第 29 条\]](#) [\[高知県税条例第 70 条の 4\]](#)

追加〔平成 15 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 33 号・26 年 25 号〕

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成 15 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

(利用料金の還付)

第 12 条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成 15 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 33 号〕

(使用料)

第 13 条 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合は、第 8 条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

[\[第 8 条\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額(当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に 0.5 を乗じて得た額

から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、同表の1の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

[\[別表\]](#) [\[消費税法第29条\]](#) [\[高知県税条例第70条の4\]](#) [\[同表の1の表備考\]](#) [\[2の表備考\]](#)

一部改正〔平成23年条例9号・26年25号〕

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「ただし、指定管理者」とあるのは「ただし、知事」と読み替えるものとする。

[\[第11条\]](#) [\[前条\]](#) [\[第11条\]](#) [\[前条\]](#)

追加〔平成17年条例33号〕、一部改正〔平成23年条例9号・26年25号〕

(損害賠償義務)

第14条 センターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

一部改正〔平成15年条例23号・17年33号・26年25号〕

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条各号に掲げる業務

[\[第2条第1号\]](#) [\[第2条第2号\]](#) [\[第2条第3号\]](#) [\[第2条第4号\]](#) [\[第2条第5号\]](#) [\[第2条第6号\]](#) [\[第2条第7号\]](#) [\[第2条第8号\]](#)

(2) 第6条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第7条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

[\[第6条第1項\]](#) [\[第2項\]](#) [\[第7条\]](#)

(3) 第9条に規定する利用料金の収受、第11条に規定する利用料金の減免、第12条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

[\[第9条\]](#) [\[第11条\]](#) [\[第12条\]](#)

(4) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

一部改正〔平成26年条例25号〕

追加〔平成17年条例33号〕、一部改正〔平成26年条例25号〕

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

[\[第2条\]](#)

(1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書

[\[前条第1号\]](#) [\[前条第2号\]](#) [\[前条第3号\]](#) [\[前条第4号\]](#)

一部改正〔平成26年条例25号〕

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

[\[前号\]](#)

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(指定管理者の指定等)

第 17 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

[\[前条\]](#)

(1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。

[\[前条第 1 号\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(4) 事業計画書による業務の実施により、男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となることができるものであること。

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第 18 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第 20 条第 1 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

[\[第 20 条第 1 項\]](#)

(1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況

(2) 利用料金の徴収の実績

(3) 業務に係る経費等の収支状況

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

[\[第 1 号\]](#) [\[第 2 号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(業務報告の聴取等)

第 19 条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがで

きる。

追加〔平成 17 年条例 33 号〕

(指定の取消し等)

第 20 条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

[\[前条\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、又は賠償責任を負わない。

[\[前項\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(指定等の告示)

第 21 条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

(1) 第 17 条第 1 項の規定による指定をしたとき。

[\[第 17 条第 1 項\]](#)

(2) 第 17 条第 2 項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。

[\[第 17 条第 2 項\]](#)

(3) 前条第 1 項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

[\[前条第 1 項\]](#)

追加〔平成 17 年条例 33 号〕

(原状回復義務)

第 22 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第 20 条第 1 項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

[\[第 20 条第 1 項\]](#)

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 9 号・26 年 25 号〕

(秘密保持義務)

第 23 条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成 13 年高知県条例第 2 号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

[\[高知県個人情報保護条例\]](#)

追加〔平成 17 年条例 33 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 25 号〕

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成 15 年条例 23 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 10 年 12 月規則第 125 号で、同 11 年 1 月 29 日から施行)

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 73 高知県工業技術センターの企 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平
業化支援研究室の使用料 成 2 年高知県条例第 5 号)第 5 条第 1 項 」
を

「 73 高知県工業技術センターの企 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平
業化支援研究室の使用料 成 2 年高知県条例第 5 号)第 5 条第 1 項
74 こうち女性総合センターの使 こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例(平
用料 成 10 年高知県条例第 44 号)第 7 条 」

に改める。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 15 年 12 月 26 日条例第 64 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(次項において「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第 8 条の規定に基づき委託しているこうち男女共同参画センターの管理及び当該管理の委託を受けた者による利用料金の收受等については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に改正後の条例第 17 条第 1 項の規定による指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

5 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 44 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の規定並びに附則第 3 項の規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 略

3 略

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 25 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条、第 13 条関係)

1 許可施設(2 の附属設備を除く。)に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額(1 時間につき)	
	土曜日及び日曜日以外の日(第 4 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)の午前 9 時から午後 9 時まで	土曜日及び日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで
創作実習室	860 円	1,050 円
大会議室	4,100 円	5,150 円
研修室 1	390 円	480 円
研修室 2	390 円	480 円
研修室 3	390 円	480 円
調理実習室	1,150 円	1,430 円
和室 1	480 円	580 円
和室 2	580 円	770 円
視聴覚室	860 円	1,050 円
レクリエーション室	1,150 円	1,430 円

備考

1 「土曜日及び日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで」には、第 4 条に規定する休館日又は第 5 第 1

項に規定する利用時間以外の時間(月曜日の午後 5 時から午後 9 時までを除く。)に許可施設を利用する場合を含むものとする。

[\[第 4 条\]](#) [\[第 5 条第 1 項\]](#)

全部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

3 利用料金の計算において、利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を 1 時間として計算する。

一部改正〔平成 17 年条例 33 号・23 年 9 号〕

2 附属設備に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額(1 月につき)
----	------------------

グループロッカー 100 円

備考 利用料金の計算において、附属設備の利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、1 月として計算する。

一部改正〔平成 17 年条例 33 号・25 年 44 号〕

全部改正〔平成 15 年条例 23 号・26 年 25 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 33 号・23 年 9 号・25 年 44 号〕

[\[第 4 条第 1 項第 1 号\]](#) [\[第 4 条第 1 項第 2 号\]](#) [\[第 4 条第 1 項第 3 号\]](#)

こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(平成 10 年 11 月 20 日規則第 122 号)

改正 平成 11 年 3 月 31 日規則第 36 号平成 15 年 3 月 28 日規則第 29 号

平成 16 年 3 月 19 日規則第 24 号平成 16 年 10 月 1 日規則第 103 号

平成 17 年 6 月 24 日規則第 94 号平成 26 年 3 月 31 日規則第 53 号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

題名改正〔平成 16 年規則 24 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成 10 年高知県条例第 44 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

[[条例](#)]

一部改正〔平成 16 年規則 24 号〕

(利用の許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の許可施設(同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第 3 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

[[条例第 6 条第 1 項](#)] [[同項](#)] [[条例第 3 条](#)]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第 1 号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

[[前項](#)] [[別記第 1 号様式](#)]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

3 前 2 項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 14 条並びに第 15 条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

[[第 1 項](#)] [[前項](#)] [[次条第 1 項](#)] [[第 2 項](#)] [[第 5 条第 1 項](#)] [[第 6 条](#)] [[第 14 条](#)] [[第 15 条](#)]

(1) 大会議室を利用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用を開始する日の 1 年前の日

[[次号](#)]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(2) 営利を目的として大会議室を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室を利用する場合 利用を開始する日の 6 月前の日

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(3) 大会議室以外の許可施設を利用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用を開始する日の 3 月前の日

[次号]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(4) 営利を目的として大会議室以外の許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室以外の許可施設を利用する場合 利用を開始する日の 2 月前の日

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

全部改正〔平成 15 年規則 29 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 103 号・17 年 94 号・26 年 53 号〕

(利用の取消しの届出等)

第 3 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

2 条例第 6 条第 1 項の利用の許可を受けた事項の変更の許可(第 5 条第 1 項において「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

[条例第 6 条第 1 項] [第 5 条第 1 項]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

[前項] [別記第 2 号様式]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(口頭による申請)

第 4 条 第 2 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による申請については指定管理者が、第 2 条第 2 項又は前条第 2 項(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合に限る。)の規定による申請については知事が特に必要があると認めたときは、口頭により行うことができる。

[第 2 条第 1 項] [前条第 2 項] [第 2 条第 2 項] [前条第 2 項]

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(施設利用券の交付等)

第 5 条 指定管理者は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 2 項又は前条の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める施設利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

[第 2 条第 1 項] [第 3 条第 2 項] [前条]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

2 知事が交付する前項の施設利用券は、別記第 3 号様式によるものとする。

〔前項〕〔別記第 3 号様式〕

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(利用料金等の納付の時期)

第 6 条 条例第 8 条の規定による利用料金の納付又は条例第 13 条第 1 項の規定による使用料の納付は、前条の施設利用券の交付を受ける際にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

〔条例第 8 条〕〔条例第 13 条第 1 項〕〔前条〕

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(利用料金の承認の申請)

第 7 条 指定管理者は、条例第 10 条の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第 4 号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

〔条例第 10 条〕〔別記第 4 号様式〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

2 指定管理者は、条例第 10 条の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第 5 号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

〔条例第 10 条〕〔別記第 5 号様式〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

全部改正〔平成 15 年規則 29 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 94 号・26 年 53 号〕

(使用料の額)

第 8 条 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和 33 年高知県条例第 1 号)第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第 13 条第 2 項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

〔消費税法第 29 条〕〔高知県税条例第 70 条の 4〕〔条例第 13 条第 2 項〕

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(使用料の減免の申請等)

第 9 条 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 11 条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

〔条例第 13 条第 3 項〕〔条例第 11 条〕〔第 1 号〕〔第 2 号〕

(1) 条例第 2 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事業に該当する事業について、国及び地方公共団体が許可施設を利用するとき。

〔条例第 2 条第 1 号〕〔第 2 号〕〔第 3 号〕〔第 4 号〕〔第 5 号〕〔第 6 号〕〔第 7 号〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるとき。

[前号]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

- 2 前項の規定により減額する使用料の額は、知事が別に定める。

[前項]

- 3 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 11 条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第 6 号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第 2 条第 2 項の利用許可申請書又は第 3 条第 3 項の利用許可申請書とともに提出しなければならない。

[条例第 13 条第 3 項] [条例第 11 条] [別記第 6 号様式] [第 2 条第 2 項] [第 3 条第 3 項]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

- 4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第 7 号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

[前項] [別記第 7 号様式]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(使用料の還付の請求等)

- 第 10 条 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 12 条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

[条例第 13 条第 3 項] [条例第 12 条]

- (1) 利用者の責任によらない理由で許可施設を利用することができなくなったとき。

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

[前号]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

- 2 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 12 条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第 8 号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

[条例第 13 条第 3 項] [条例第 12 条] [別記第 8 号様式]

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第9号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付しないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

[前項] [別記第9号様式]

一部改正〔平成26年規則53号〕

追加〔平成17年規則94号〕、一部改正〔平成26年規則53号〕

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、センターの関係職員が許可施設並びにセンターの設備及び備品等(以下「設備等」という。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

一部改正〔平成15年規則29号・26年53号〕

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第7条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、設備等を所定の位置に戻し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。

[条例第7条第1項]

一部改正〔平成15年規則29号・17年94号・26年53号〕

(遵守事項)

第13条 利用者及びセンターに入館する者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) センターの施設又は設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

一部改正〔平成26年規則53号〕

- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

[第1号] [第2号] [第3号] [前号]

一部改正〔平成15年規則29号・26年53号〕

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者及び入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

[前条]

一部改正〔平成15年規則29号・17年94号〕

(損壊等の届出)

第 15 条 利用者又は入館者は、センターの施設又は設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

一部改正〔平成 15 年規則 29 号・26 年 53 号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第 16 条 条例第 16 条の規則で定める申請書は、別記第 10 号様式によるものとする。

〔条例第 16 条〕〔別記第 10 号様式〕

2 条例第 16 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

〔条例第 16 条第 2 号〕

(1) 条例第 15 条各号に掲げる業務に係る収支予算書

〔条例第 15 条第 1 号〕〔第 15 条第 2 号〕〔第 15 条第 3 号〕〔第 15 条第 4 号〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

〔前項〕

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

〔第 1 号〕〔第 2 号〕〔第 3 号〕〔前号〕

一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

3 条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

〔条例第 17 条第 2 項〕

追加〔平成 17 年規則 94 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 53 号〕

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

一部改正〔平成 15 年規則 29 号・17 年 94 号・26 年 53 号〕

附 則

この規則は、条例の施行の日〔平成 11 年 1 月 29 日〕から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 36 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のこうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後のこうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日規則第 29 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 19 日規則第 24 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 103 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規則第 94 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年高知県条例第 33 号)附則第 2 項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第 16 条の規定の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この規則による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 53 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

こうち男女共同参画センター施設利用許可申請書

一部改正〔平成 15 年規則 29 号・16 年 24 号・17 年 94 号〕

第 2 号様式(第 3 条関係)

こうち男女共同参画センター施設利用変更許可申請書

追加〔平成 17 年規則 94 号〕

第 3 号様式(第 5 条関係)

こうち男女共同参画センター施設利用券

追加〔平成 17 年規則 94 号〕

第 4 号様式(第 7 条関係)

こうち男女共同参画センター利用料金承認申請書

全部改正〔平成 15 年規則 29 号・26 年 53 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 24 号・17 年 94 号〕

第 5 号様式(第 7 条関係)

こうち男女共同参画センター利用料金変更承認申請書

全部改正〔平成15年規則29号・26年53号、一部改正〔平成16年規則24号・17年94号〕

第6号様式(第9条関係)

高知男女共同参画センター施設使用料減額(免除)承認申請書

追加〔平成17年規則94号〕、一部改正〔平成26年規則53号〕

第7号様式(第9条関係)

高知男女共同参画センター施設使用料減額(免除)承認通知書

追加〔平成17年規則94号〕、一部改正〔平成26年規則53号〕

第8号様式(第10条関係)

高知男女共同参画センター施設使用料還付請求書

追加〔平成17年規則94号〕、一部改正〔平成26年規則53号〕

第9号様式(第10条関係)

高知男女共同参画センター施設使用料還付決定通知書

追加〔平成17年規則94号〕、一部改正〔平成26年規則53号〕

第10号様式(第16条関係)

指定管理者指定申請書

全部改正〔平成26年規則53号〕、追加〔平成17年規則94号〕